

○学習指導要領に基づき、小・中・高等学校の社会科、公民科、家庭科などの教科等を中心に、児童生徒の発達段階を踏まえ、消費者関係教育に関する内容を指導。

学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容(小学校)

※下線部分は学習指導要領の改訂において充実を図った部分

① 小学校<文部科学省平成20年3月告示> (平成23年度から実施)

(社会科)

- ・ 地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱う

(家庭科)

- ・ 物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること
- ・ 身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること
- ・ 自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫できること

(特別の教科 道徳) ※平成27年3月告示(平成30年度から実施)

- ・ 節度を守り節制に心掛けること
- ・ 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと

学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容(中学校)

※下線部分は学習指導要領の改訂において充実を図った部分

② 中学校<文部科学省平成20年3月告示> (平成24年度から実施)

(社会科(公民))

- ・ 社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義、法の意義
- ・ 契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせること
- ・ **金融などの仕組みや働き**
(→家計の貯蓄の循環、直接金融・間接金融 等)
- ・ **消費者の自立の支援なども含めた消費者行政**

(技術・家庭科)

- ・ **自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること**
(→消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度 等)
- ・ 販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること
- ・ 環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること。

(特別の教科 道徳) ※平成27年3月告示(平成31年度から実施)

- ・ 節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする事
- ・ 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。

学習指導要領における消費者関係教育に関する主な内容(高等学校)

※下線部分は学習指導要領の改訂において充実を図った部分

③ 高等学校<文部科学省平成21年3月告示> (平成25年度入学生から実施)

(公民科)

- ・ 法や規範の意義及び役割
- ・ 消費者に関する問題
(→ 消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故 等)
- ・ 金融制度や資金の流れ、金融環境の変化
(→ 金融市場の意義や役割、金融商品の多様化 等)

(家庭科)

- ・ 消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任
(→ 消費構造の変化、消費行動の多様化 等)
- ・ 消費生活と生涯を見通した経済の計画
(→ 貯蓄や保険などの資金計画 等)
- ・ 契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題
(→ クレジットカードの適切な利用、多重債務問題 等)
- ・ 消費者問題や消費者の自立と支援
- ・ 持続可能な社会を目指したライフスタイルの確立
(→ 自らの消費行動によって環境負荷を低減させ、進んで地球環境保全に貢献できる
ライフスタイルの実践)

※ (→) 内は学習指導要領解説における記述

6 ページ~21ページは実際の教科書の抜粋のため、ウェブサイトへの掲載ができません。
御了承ください。